



発行 東京都

目次

90

規則

- 東京都文書管理規則の一部を改正する規則……………（総務局総務部文書課）…二
 - 知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則……………（総務局情報通信企画部企画課）…三
 - 職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部制度企画課）…三
 - 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…四
 - 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…五
 - 東京都情報公開・個人情報保護審議会規則の一部を改正する規則……………（生活文化局広報広聴部情報公開課）…九
- 訓 令
- 東京都電子情報処理規程の一部改正……………（総務局情報通信企画部企画課）…〇
 - 給料の特別調整額に関する規程の一部改正……………（総務局人事部制度企画課）…〇
 - 東京都事案決定規程の一部改正……………（総務局人事部調査課）…〇
 - 東京都収用委員会事務局処務規程の一部改正……………（同）…〇
 - 東京都病院経営本部処務規程の一部改正……………（同）…二
 - 東京都中央卸売市場処務規程の一部改正……………（同）…二
 - 東京都青少年・治安対策本部処務規程の一部改正……………（同）…二
- 規 則（教）
- 東京都教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則……………三

訓 令（教）

- 東京都教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則……………三
- 学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則……………三
- 学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則……………四
- 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………五

訓 令（選）

- 東京都教育委員会事案決定規程の一部改正……………六
- 東京都教育委員会電子情報処理規程の一部改正……………六
- 給料の特別調整額に関する規程の一部改正……………六
- 東京都立学校事案決定規程の一部改正……………六

告 示（選）

- 東京都選挙管理委員会事務局処務規程の一部改正……………七
- 給料の特別調整額に関する規程の一部改正……………七
- 東京都選挙管理委員会電子情報処理規程の一部改正……………七

規 則（人）

- 東京都選挙管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正……………七

訓 令（人）

- 東京都人事委員会処務規則の一部を改正する規則……………六
- 東京都人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則……………六

訓 令（監）

- 給料の特別調整額に関する規程の一部改正……………六

告 示（監）

- 東京都監査事務局処務規程の一部改正……………六
- 給料の特別調整額に関する規程の一部改正……………六
- 東京都監査委員電子情報処理規程の一部改正……………九
- 東京都監査委員の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する……………九

規程の一部改正……………一九

訓 令(労)

○東京都労働委員会事案決定規程の一部改正……………一九

告 示(労)

○東京都労働委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正……………二〇

訓 令(収用委)

○東京都収用委員会事案決定規程の一部改正……………二〇

告 示(収用委)

○東京都収用委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正……………二〇

告 示(固評審)

○東京都固定資産評価審査委員会規程の一部改正……………二〇

告 示(海区漁調)

○東京海区漁業調整委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正……………二二

告 示(内水漁管)

○東京都内水面漁場管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正……………二二

訓 令(議)

○職員の給与に関する規程の一部改正……………二三

通 達

○給与条例改正に伴う号給の調整について……………(東京都人事委員会)……………二四

規 則

東京都文書管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第九十八号

東京都文書管理規則の一部を改正する規則

東京都文書管理規則(平成十一年東京都規則第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第五十六条中「規定する非開示情報」の下に、「、東京都個人情報情報の保護に関する条例(平成二年東京都条例第百十三号。以下「個人情報保護条例」という。)第二条第二項に規定する個人情報及び東京都特定個人情報情報の保護に関する条例(平成二十七年東京都条例第百四十一号。以下「特定個人情報保護条例」という。)(第二条第七項に規定する特定個人情報)」を加え、「当該非開示情報」を「当該情報」に改める。

第六十条第三項中「東京都個人情報情報の保護に関する条例(平成二年東京都条例第百十三号)」を「個人情報保護条例」に改め、「あつたとき」の下に「、又は特定個人情報保護条例第二十八条第一項の規定に基づき当該秘密文書に記録された保有特定個人情報を開示する旨の決定があつたとき」を加える。

別表中

保有個人情報 の開示、訂正又は利用停止に関するもの	保有個人情報 の開示、訂正又は利用停止に関するもの	保有個人情報 の開示、訂正又は利用停止に関するもの	保有個人情報 の開示、訂正又は利用停止に関するもの	保有個人情報 の開示、訂正又は利用停止に関するもの
保有個人情報 の開示、訂正又は利用停止に関するもの	保有個人情報 の開示、訂正又は利用停止に関するもの	保有個人情報 の開示、訂正又は利用停止に関するもの	保有個人情報 の開示、訂正又は利用停止に関するもの	保有個人情報 の開示、訂正又は利用停止に関するもの
保有個人情報 の開示、訂正又は利用停止に関するもの	保有個人情報 の開示、訂正又は利用停止に関するもの	保有個人情報 の開示、訂正又は利用停止に関するもの	保有個人情報 の開示、訂正又は利用停止に関するもの	保有個人情報 の開示、訂正又は利用停止に関するもの
保有個人情報 の開示、訂正又は利用停止に関するもの	保有個人情報 の開示、訂正又は利用停止に関するもの	保有個人情報 の開示、訂正又は利用停止に関するもの	保有個人情報 の開示、訂正又は利用停止に関するもの	保有個人情報 の開示、訂正又は利用停止に関するもの
保有個人情報 の開示、訂正又は利用停止に関するもの	保有個人情報 の開示、訂正又は利用停止に関するもの	保有個人情報 の開示、訂正又は利用停止に関するもの	保有個人情報 の開示、訂正又は利用停止に関するもの	保有個人情報 の開示、訂正又は利用停止に関するもの

を

保有特定個人情報情報の開示、訂正又は利用停止に関するもの	保有特定個人情報情報の開示、訂正又は利用停止に係る基本的な方針等に関するもの	決定等に関するもの

に

改める。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第九十九号

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の

一部を改正する規則

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年東京都規則第三百一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第二百号

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の期末手当に関する規則（昭和四十三年東京都規則第二百号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項第一号中「初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号。以下「初任給等規則」という。）別表第一イの部四級の項」を「条例別表第六の二イの部四級の項」に改め、「課長」の下に「の職務若しくは管理官の職務」を加え、「これ」を「これら」に改め、同項第二号中「職務の級が九級である職員（次項第二号に掲げる職員を除く。）を削り、「初任給等規則別表第一ハの部七級の項」を「条例別表第六の二ハの部七級の項」に、「課長の職」を「管理官の職務」に、「これ」を「課長の職務の職又はこれら」に改め、同項第四号中「初任給等規則別表第一への部四級の項」を「条例別表第六の二ホの部四級の項」に、「職若しくは科長若しくは技師長」を「職務」に、「これら」を「これ」に改め、同項第五号中「初任給等規則別表第一トの部四級の項」を「条例別表第六の二ヘの部四級の項」に、「職若しくは看護科長若しくは看護担当科長」を「職務」に、「これら」を「これ」に改め、同条第二項第二号中「であつて初任給等規則別表第一ハの部九級の項に規定する理事官の職若しくは部長の職又はこれらに相当する職にあるもの」を削り、同項第三号中「初任給等規則別表第一ホの部三級の項」を「条例別表第六の二ニの部三級の項」に、「職若しくは長」を「職務」に、「これら」を「これ」に改める。

第六条の四第一項中「初任給等規則別表第一イの部二級の項」を「条例別表第六の二イの部二級の項」に改め、「規定する主任」及び「副主査」の下に「の職務」を加え、「これ」を「これら」に改める。

別表第二行政職給料表（一）の項中「初任給等規則別表第一イの部四級の項」を「条例別

表第六の二の部四級の項」に、「課長の職又はこれ」を「課長の職務若しくは管理官の職務の職又はこれら」に、「初任給等規則別表第一の部三級の項」を「条例別表第六の二の部三級の項」に、「課長代理の職又はこれ」を「課長代理の職務若しくは係長の職務の職又はこれら」に改め、同表行政職給料表(二)の項中「初任給等規則別表第一の部三級の項」を「条例別表第六の二の部三級の項」に、「副監視長若しくは担任技能長」を「の職務」に、「これら」を「これ」に、「であつて初任給等規則別表第一の部二級の項に規定する技能主任等の職にあるもの」を「(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十七年東京都条例第二百二十九号) 附則第六条の規定の適用を受ける職員を除く。)」に改め、同表公安職給料表の項中「であつて初任給等規則別表第一の部九級の項に規定する理事官の職若しくは部長の職又はこれらに相当する職にあるもの」を削り、

「初任給等規則別表第一の部六級の項」を「条例別表第六の二の部六級の項」に、「課長補佐の職又はこれ」を「指定係長の職務若しくは課長補佐の職務の職又はこれら」に、「初任給等規則別表第一の部五級の項」を「条例別表第六の二の部五級の項」に、「若しくは主査の職又はこれら」を「の職務の職又はこれ」に、「であつて初任給等規則別表第一の部三級の項に規定する巡査部長若しくは消防士長の職又はこれらに相当する職にあるものうち」を「(職員の給与に関する条例の一部を改正する条	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> 職務の級が九級である職員(加算割合が百分の二十である職員を除く。) 職務の級が八級である職員 </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> 百分の十五 </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> 職務の級が七級である職員であつて初任給等規則別表第一の部七級の項に規定する課長の職又はこれに相当する職にあるもの </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> 百分の十五 </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> 職務の級が八級である職員 </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> 百分の十五 </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> 職務の級が七級である職員であつて条例別表第六の二の部七級の項に規定する管理官の職務若しくは課長の職務の職又はこれらに相当する職にあるもの </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> 百分の十五 </td> </tr> </table>	職務の級が九級である職員(加算割合が百分の二十である職員を除く。) 職務の級が八級である職員	百分の十五	職務の級が七級である職員であつて初任給等規則別表第一の部七級の項に規定する課長の職又はこれに相当する職にあるもの	百分の十五	職務の級が八級である職員	百分の十五	職務の級が七級である職員であつて条例別表第六の二の部七級の項に規定する管理官の職務若しくは課長の職務の職又はこれらに相当する職にあるもの	百分の十五
職務の級が九級である職員(加算割合が百分の二十である職員を除く。) 職務の級が八級である職員	百分の十五								
職務の級が七級である職員であつて初任給等規則別表第一の部七級の項に規定する課長の職又はこれに相当する職にあるもの	百分の十五								
職務の級が八級である職員	百分の十五								
職務の級が七級である職員であつて条例別表第六の二の部七級の項に規定する管理官の職務若しくは課長の職務の職又はこれらに相当する職にあるもの	百分の十五								

に、
を

例(平成二十七年東京都条例第二百二十九号) 附則第六条の規定の適用を受ける職員を除く。)であつて」に改め、同表医療職給料表(一)の項中「初任給等規則別表第一の部三級の項」を「条例別表第六の二の部三級の項」に、「職若しくは長の職又はこれら」を「職務の職又はこれ」に改め、同表医療職給料表(二)の項中「初任給等規則別表第一の部四級の項」を「条例別表第六の二の部四級の項」に、「職若しくは科長若しくは技師長」を「職務」に、「これら」を「これ」に、「初任給等規則別表第一の部三級の項」を「条例別表第六の二の部三級の項」に改め、「課長代理の」の下に「職務の」を加え、「初任給等規則別表第一の部二級の項」を「条例別表第六の二の部二級の項」に改め、「主任の」の下に「職務の」を加え、同表医療職給料表(三)の項中「初任給等規則別表第一の部四級の項」を「条例別表第六の二の部四級の項」に、「職若しくは看護科長若しくは看護担当科長の職又はこれら」を「職務の職又はこれ」に、「初任給等規則別表第一の部二級の項」を「条例別表第六の二の部二級の項」に改め、「主任の」の下に「職務の」を加える。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

●東京都規則第二百一号

東京都知事 外 添 要 一

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則(昭和五十四年東京都規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第一号中「二分分の八千十」を「二分分の八千四百五十五」に、「二分分の一万百五十二」を「二分分の一万七百十六」に改め、同項第二号中「二分分の一万六千」を「二分分の一万七千」に改め、同項第三号中「二分分の一万五千五百」を「二分分の一万六千五百」に改め、同項第四号中「二分分の七千九十一」を「二分分の八千三十一」に、「二分分の一万二千五百」を「二分分の一万三千五百」に改め、同項第五号中「二分分の七千三百七十九」を「二分分の八千三百十九」に、「二分分の一万千」を「二分分の一万二千」に改め、同項第六号中「二分分の四千二百七十五」を「二分分の四千七百二十五」に、「二分分の六千」を「二分分の七千」に改め、同項第七号中「二分分の三千三百八十四」を「二分分の三千八百五十四」に、「二分分の四千五百」を「二分分の五千五百」に改め、同項第八号中「前七号」を「前各号」に、「二分分の三千四百七十八」を「二分分の三千九百四十八」に、「二分分の四千」を「二分分の五千」に改める。

別表第一行政職給料表(一)の項中「初任給、昇格及び昇給等に関する規則(昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号。以下「初任給等規則」という。)(別表第一イの部三級の項)」を「条例別表第六の二イの部三級の項」に改め、「課長代理の」の下に「職務若しくは係長の職務の」を加え、「これ」を「これら」に改め、同表行政職給料表(二)の項中「初任給等規則別表第一口の部三級の項」を「条例別表第六の二口の部三級の項」に、「副監視長若しくは担任技能長」を「の職務」に、「これら」を「これ」に改め、同表公安職給料表の項中「初任給等規則別表第一ハの部五級の項」を「条例別表第六の二ハの部五級の項」に、「若しくは主査」を「の職務」に、「これら」を「これ」に改め、同表医療職給料表(二)の項中「初任給等規則別表第一への部三級の項」を「条例別表第六の二ホの部三級の項」に改め、「課長代理の」の下に「職務の」を加え、同表医療職給料表(三)の項中「初任給等規則別表第一トの部三級の項」を「条例別表第六の二への部三級の項」に、「職若しくは看護長」を「職務」に、「これら」を「これ」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の職員の勤勉手当に関する規則第三条の四第一項の規定は、平成二十七年十二月一日から適用する。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第二百二号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和三十一年東京都規則第一百十六号)の一部を次のように改正する。

第七条の五中「別表イ、ロ、ハ、ニ又はホ」を「別表イ、ロ、ハ、ニ、ホ又はへ」に改める。

別表ホの表中「平成二十七年四月一日以後の調整額期間における職員の区分についての表」を「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間の調整額期間における職員の区分についての表」に改め、同表第一号区分の項第一号中「以後適用されている」を「から平成二十八年三月三十一日までの間において適用されていた」に改め、「平成二十七年四月以後」の下に「平成二十八年三月以前」を加え、同項第二号区分の項第一号から第五号までの規定中「以後」の下に「平成二十八年三月以前」を加え、同項第八号及び第九号中「以後適用されている」を「から平成二十八年三月三十一日までの間において適用されていた」に改め、「平成二十七年四月以後」の下に「平成二十八年三月以前」を加え、同表第三号区分の項から指定第七号区分の項までの規定中「以後」の下に「平成二十八年以前」を加え、同表の次に次のように加える。

へ 平成二十八年四月一日以後の調整額期間における職員の区分についての表

第一号区分

第二号区分

- 一 平成二十八年四月一日以後適用されている職員の給与に関する条例(以下「平成二十八年四月以後の給与条例」という。)の行政職給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が五級であったもの
- 二 平成二十八年四月以後の給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつて平成二十八年四月以後の給与条例別表第六の二の部三級の項に規定する部長又はこれに相当する職務にあつたもの
- 三 特定任期付職員給料表の五号給から七号給までの給料月額を受けていた者又は東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第四第三項の適用を受けていた者
- 四 第一号任期付研究員給料表の五号給若しくは六号給の給料月額を受けていた者又は東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例第七第四項の適用を受けていた者
- 五 警察法第六十二条に定める警視又は警部であつて別に定めるもの
- 六 東京消防庁の組織等に関する規則第十一条に定める消防司令、消防正監、消防監又は消防司令長であつたもの
- 一 平成二十八年四月以後の給与条例の行政職給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が四級であつて平成二十八年四月以後の給与条例別表第六の二イの部四級の項に規定する課長若しくは管理官又はこれらに相当する職務にあつたもの
- 二 平成二十八年四月以後の給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつたもの(第一号区分の項第二号に該当するものを除く。)
- 三 平成二十八年四月以後の給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級であつたもの
- 四 平成二十八年四月以後の給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が四級であつて平成二十八年四月以後の給与条例別表第六の二ホの部四級の項に規定する課長又はこれに相当する職務にあつたもの
- 五 平成二十八年四月以後の給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が四級であつて平成二十八年四月以後の給与条例別表第六の二ヘの部四級の項に規定する課長又はこれに相当する職務にあつたもの
- 六 特定任期付職員給料表の四号給以下の給料月額を受けていた者
- 七 第一号任期付研究員給料表の四号給以下の給料月額を受けていた者

第三号区分

- 八 平成二十八年四月一日以後適用されている学校職員の給与に関する条例(以下「平成二十八年四月以後の学校職員給与条例」という。)の教育職給料表の適用を受けていた者で、その属する職務の級が六級であつたもの
- 九 平成二十八年四月以後の学校職員給与条例の事務職員給料表又は技術職員給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が四級であつて平成二十八年四月以後の学校職員給与条例別表第一の部の部四級の項に規定する課長又はこれに相当する職務にあつたもの
- 十 警察法第六十二条に定める警部であつたもの(第一号区分の項第五号に該当するものを除く。)
- 十一 東京消防庁の組織等に関する規則第十一条に定める消防司令であつたもの
- 一 平成二十八年四月以後の給与条例の行政職給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が四級であつたもの(第二号区分の項第一号に該当するものを除く。)
- 二 平成二十八年四月以後の給与条例の行政職給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつて平成二十八年四月以後の給与条例別表第六の二イの部三級の項に規定する課長代理若しくは係長又はこれらに相当する職務にあつたもの(うち、統括課長代理の認定等に関する規程(平成二十七年東京都訓令第十号)、東京都訓令第十号)、東京都教育庁等統括課長代理の認定等に関する規程(平成二十七年東京都教育委員会訓令第十二号)、東京都選挙管理委員会事務局統括課長代理の認定等に関する規程(平成二十七年東京都選挙管理委員会訓令第三号)、東京都人事委員会事務局統括課長代理の認定等に関する規程(平成二十七年東京都監査事務局統括課長代理の認定等に関する規程(平成二十七年東京都監査委員訓令第三号)若しくは東京都議会事務局統括課長代理の認定等に関する規程(平成二十七年東京都議会事務局統括課長代理の認定等に関する規程(平成二十七年警視庁訓令甲第八号)に規定する指定係長に任用されたもの又は東京消防庁の指定課長、課長補佐及び副主任の任命に関する規程(平成二十五年東京消防庁訓令第二十号)に規定する課長補佐に任命されたもの(以下「統括課長代理等」という。)
- 三 平成二十八年四月以後の給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が四級であつたもの(第二号区分の項第四号に該当するものを除く。)
- 四 平成二十八年四月以後の給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者

第四号区分

受けていた者で、その属する職務の級が三級であつて平成二十八年四月以後の給与条例別表第六の二ホの部三級の項に規定する課長代理又はこれに相当する職務にあつたものうち、統括課長代理等

五 平成二十八年四月以後の給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が四級であつたもの(第二号区分の項第五号に該当するものを除く。)

六 平成二十八年四月以後の給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつて平成二十八年四月以後の給与条例別表第六の二への部三級の項に規定する課長代理又はこれに相当する職務にあつたものうち、統括課長代理等

七 平成二十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者で、その属する職務の級が五級であつたもの

八 平成二十八年四月以後の学校職員給与条例の事務職員給料表又は技術職員給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が四級であつたもの(第二号区分の項第九号に該当するものを除く。)

九 平成二十八年四月以後の学校職員給与条例の事務職員給料表又は技術職員給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつて平成二十八年四月以後の学校職員給与条例別表第一口の部三級の項に規定する課長代理又はこれに相当する職務にあつたものうち、統括課長代理等

十 平成二十八年四月以後の学校職員給与条例の技術職員給料表(三)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつて平成二十八年四月以後の学校職員給与条例別表第一二の部三級の項に規定する課長代理又はこれに相当する職務にあつたものうち、統括課長代理等

一 平成二十八年四月以後の給与条例の行政職給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつて平成二十八年四月以後の給与条例別表第六の二イの部三級の項に規定する課長代理若しくは係長又はこれらに相当する職務にあつたもの(第三号区分の項第二号に該当するものを除く。)

二 平成二十八年四月以後の給与条例の行政職給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が四級であつたもの

三 平成二十八年四月以後の給与条例の行政職給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつて平成二十八年四月以後の給与条例別表第六の二口の部三級の項に規定する技能長又はこれに相当する職務にあつたもの

四 平成二十八年四月以後の給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が一級であつて別に定めるもの

五 平成二十八年四月以後の給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつて平成二十八年四月以後の給与条例別表第六の二ホの部三級の項に規定する課長代理又はこれに相当する職務にあつたもの(第三号区分の項第四号に該当するものを除く。)

六 平成二十八年四月以後の給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつて平成二十八年四月以後の給与条例別表第六の二への部三級の項に規定する課長代理又はこれに相当する職務にあつたもの(第三号区分の項第六号に該当するものを除く。)

七 第二号任期付研究員給料表の三号給又は二号給の給料月額を受けていた者

八 平成二十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者で、その属する職務の級が四級であつたもの

九 平成二十八年四月以後の学校職員給与条例の事務職員給料表又は技術職員給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつて平成二十八年四月以後の学校職員給与条例別表第一口の部三級の項に規定する課長代理又はこれに相当する職務にあつたもの(第三号区分の項第九号に該当するものを除く。)

十 平成二十八年四月以後の学校職員給与条例の技術職員給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が一級であつて別に定めるもの

十一 平成二十八年四月以後の学校職員給与条例の技術職員給料表(三)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつて平成二十八年四月以後の学校職員給与条例別表第一二の部三級の項に規定する課長代理又はこれに相当する職務にあつたもの(第三号区分の項第十号に該当するものを除く。)

十二 平成二十八年四月以後の学校職員給与条例の技術職員給料表(四)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつて平成二十八年四月以後の学校職員給与条例別表第一ホの部三級の項に規定する課長代理又はこれに相当する職務にあつたもの

十三 警察法第六十二条に定める警部補であつたもの
十四 東京消防庁の組織等に関する規則第十一条に定める消防司令補であつたもの

第五号区分

- 一 平成二十八年四月以後の給与条例の行政職給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつたもの(第三号区分の項第二号及び第四号区分の項第一号に該当するものを除く。)
- 二 平成二十八年四月以後の給与条例の行政職給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級であつて平成二十八年四月以後の給与条例別表第六の二イの部二級の項に規定する主任若しくは副主査又はこれらに相当する職務にあつたもの
- 三 平成二十八年四月以後の給与条例の行政職給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつたもの(第四号区分の項第三号に該当するものを除く。)
- 四 平成二十八年四月以後の給与条例の行政職給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級であつて平成二十八年四月以後の給与条例別表第六の二ロの部二級の項に規定する技能主任又はこれに相当する職務にあつたもの
- 五 平成二十八年四月以後の給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつたもの(第三号区分の項第四号及び第四号区分の項第五号に該当するものを除く。)
- 六 平成二十八年四月以後の給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級であつて平成二十八年四月以後の給与条例別表第六の二ホの部二級の項に規定する主任又はこれに相当する職務にあつたもの
- 七 平成二十八年四月以後の給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつたもの(第三号区分の項第六号及び第四号区分の項第六号に該当するものを除く。)
- 八 平成二十八年四月以後の給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級であつて平成二十八年四月以後の給与条例別表第六の二への部二級の項に規定する主任又はこれに相当する職務にあつたもの
- 九 第二号任期付研究員給料表の一号給の給料月額を受けていた者
- 十 平成二十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつたもの
- 十一 平成二十八年四月以後の学校職員給与条例の事務職員給料表又は技術職員給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつたもの(第三号区分の項第九号及び第四号区分の項第九号に該当するものを除く。)

第六号区分

- 十二 平成二十八年四月以後の学校職員給与条例の事務職員給料表又は技術職員給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級であつて、平成二十八年四月以後の学校職員給与条例別表第一ロの部二級の項に規定する主任又はこれに相当する職務にあつたもの
- 十三 平成二十八年四月以後の学校職員給与条例の技術職員給料表(三)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつたもの(第三号区分の項第十号及び第四号区分の項第十一号に該当するものを除く。)
- 十四 平成二十八年四月以後の学校職員給与条例の技術職員給料表(三)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級であつて、平成二十八年四月以後の学校職員給与条例別表第一二の部二級の項に規定する主任又はこれに相当する職務にあつたもの
- 十五 平成二十八年四月以後の学校職員給与条例の技術職員給料表(四)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が三級であつたもの(第四号区分の項第十二号に該当するものを除く。)
- 十六 平成二十八年四月以後の学校職員給与条例の技術職員給料表(四)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級であつて、平成二十八年四月以後の学校職員給与条例別表第一ホの部二級の項に規定する主任又はこれに相当する職務にあつたもの
- 十七 警察法第六十二条に定める巡査部長であつたもの
- 十八 東京消防庁の組織等に関する規則第十一条に定める消防士長であつたもの
- 一 平成二十八年四月以後の給与条例の行政職給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級又は一級であつたもの(第五号区分の項第二号に該当するものを除く。)
- 二 平成二十八年四月以後の給与条例の行政職給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級又は一級であつたもの(第五号区分の項第四号に該当するものを除く。)
- 三 平成二十八年四月以後の給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級又は一級であつたもの(第五号区分の項第六号に該当するものを除く。)
- 四 平成二十八年四月以後の給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級又は一級であつたもの(第五号区分の項第八号に該当するものを除く。)
- 五 平成二十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級又は一級であつたもの

指定一号区分	平成二十八年四月以後の給与条例別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表一号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者
指定二号区分	平成二十八年四月以後の給与条例別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表二号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者
指定三号区分	平成二十八年四月以後の給与条例別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表三号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者
指定四号区分	平成二十八年四月以後の給与条例別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者
指定五号区分	平成二十八年四月以後の給与条例別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表五号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者
指定六号区分	平成二十八年四月以後の給与条例別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表六号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者
指定七号区分	平成二十八年四月以後の給与条例別表第六指定職給料表の適用を受けていた者で同表七号給の給料月額を受けていたもの又はこれに相当する給料月額を受けていた者

六 平成二十八年四月以後の学校職員給与条例の事務職員給料表又は技術職員給料表(一)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級又は一級であったもの(第五号区分の項第十二号に該当するものを除く。)

七 平成二十八年四月以後の学校職員給与条例の技術職員給料表(三)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級又は一級であったもの(第五号区分の項第十四号に該当するものを除く。)

八 平成二十八年四月以後の学校職員給与条例の技術職員給料表(四)の適用を受けていた者で、その属する職務の級が二級又は一級であったもの(第五号区分の項第十六号に該当するものを除く。)

九 警察法第六十二条に定める巡査であつたもの

十 東京消防庁の組織等に関する規則第十一条に定める消防副士長又は消防士であつたもの

別記第二十一号様式から第二十八号様式までの規定中「60日」を「3月」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「6か月」を「6月」に、「裁決又は決定」を「裁決」に改め、「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)」を加え、別記第二十九号様式中「6か月」を「6月」に改め、別記第三十号様式及び第三十一号様式中「60日」を「3月」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「6か月」を「6月」に、「裁決又は決定」を「裁決」に改め、「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)」を加える。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都情報公開・個人情報保護保護審議会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第二百三十三号

東京都情報公開・個人情報保護保護審議会規則の一部を改正する規則

東京都情報公開・個人情報保護保護審議会規則(平成十一年東京都規則第二百三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第三号中「第五十一条」を「第六十七条」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

訓 令

●東京都訓令第八十一号

東京都電子情報処理規程（平成三年東京都訓令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

第三条中「平成二年東京都条例第百十三号」の下に「及び東京都特定個人情報保護に関する条例（平成二十七年東京都条例第百四十一号）」を加える。

第二十九条第一号中「個人情報」の下に「及び特定個人情報」を加える。
別表四の項を次のように改める。

四 連携サーバー	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）等に基づき、他の行政機関等との間にあって、特定個人情報の提供又は収集のため、番号利用法第二条第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムと情報処理システムとの間の情報の授受を媒介するものをいう。
----------	--

附 則

この訓令は、平成二十八年一月一日から施行する。

●東京都訓令第八十二号

庁 中 一 般
支 業 所 庁 般
事 業 所 庁 般
取 用 委 員 会 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局

給料の特別調整額に関する規程（昭和三十二年東京都訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

別表第一中「初任給等規則別表第一」を「条例別表第六の二」に、「標準的な」を「基準となる」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第八十三号

東京都事案決定規程（昭和四十七年東京都訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

別表十七の項中「保有個人情報」の下に「及び保有特定個人情報」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十八年一月一日から施行する。

●東京都訓令第八十四号

東京都取用委員会事務局処務規程（昭和四十四年東京都訓令甲第十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

第七条第八号及び第八条第六号中「個人情報」を「保有個人情報及び保有特定個人情報」

報」に、「及び訂正」を「訂正及び利用停止」に改める。

附則

この訓令は、平成二十八年一月一日から施行する。

●東京都訓令第八十五号

総務局

財務局

福祉保健局

病院経営本部

東京都病院経営本部処務規程（平成十四年東京都訓令第二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

第七条第十六号、第八条第十六号及び第九条第十一号中「保有個人情報」の下に「及び保有特定個人情報」を加える。

附則

この訓令は、平成二十八年一月一日から施行する。

●東京都訓令第八十六号

総務局

財務局

産業労働局

中央卸売市場

東京都中央卸売市場処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

第七条第一項に次の二号を加える。

十二 重要な情報公開に関すること。

十三 重要な保有個人情報及び保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること。

第八条に次の二号を加える。

十二 重要な情報公開に関すること（市場長の指定する事案を除く。）。

十三 重要な保有個人情報及び保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（市場長の指定する事案を除く。）。

第九条に次の二号を加える。

十一 情報公開に関すること（重要なものを除く。）。

十二 保有個人情報及び保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（重要なものを除く。）。

附則

この訓令は、平成二十八年一月一日から施行する。

●東京都訓令第八十七号

政策企画局

総務局

財務局

青少年・治安対策本部

東京都青少年・治安対策本部処務規程（平成十七年東京都訓令第六十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

第七条第十五号、第八条第十五号及び第九条第十号中「個人情報」を「保有個人情報及び保有特定個人情報」に改める。

附則

この訓令は、平成二十八年一月一日から施行する。

規則(教)

東京都教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第五十四号

東京都教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会文書管理規則(平成十一年東京都教育委員会規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第五十三条中「規定する非開示情報」の下に、「東京都個人情報保護に関する条例(平成二年東京都条例第百十三号。以下「個人情報保護条例」という。)第二条第二項に規定する個人情報及び東京都特定個人情報保護に関する条例(平成二十七年東京都条例第百四十一号。以下「特定個人情報保護条例」という。)第二条第七項に規定する特定個人情報」を加え、「当該非開示情報」を「当該情報」に改める。

第五十七条第三項中「東京都個人情報保護に関する条例(平成二年東京都条例第百十三号)」を「個人情報保護条例」に改め、「とき」の下に「又は特定個人情報保護条例第二十八条第一項の規定に基づき当該秘密文書に記録された保有特定個人情報を開示する旨の決定があったとき」を加える。

別表中

保有個人情報 の開示、訂正 又は利用 停止に係 る基本的 な方針等 のもの	保有個人情報 の開示、訂正 又は利用 停止に係 る基本的 な方針等 のもの	保有個人情報 の開示、訂正 及び提供 に関する もの	保有個人情報 の開示、非開 示、訂正、 非訂正、 利用停止 又は利用 非停止の 決定等に 関するもの		
---	---	--	--	--	--

を

改める。

附則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

東京都教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第五十五号

東京都教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

保有特定 個人情報の 開示、訂正 又は利用 停止に係 る基本的 な方針等 のもの	保有特定 個人情報の 開示、訂正 又は利用 停止に係 る基本的 な方針等 のもの	保有個人情報 の開示、訂正 及び提供 に関する もの	保有特定 個人情報の 開示、非開 示、訂正、 非訂正、 利用停止 又は利用 非停止の 決定等に 関するもの		
---	---	--	--	--	--

に

東京都教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則
(平成十六年東京都教育委員会規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を
「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電
子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第五十六号

学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の給料の調整額に関する規則(昭和三十二年東京都教育委員会規則第三十五
号)の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第3条関係)

職務の級	定	額
1 級	14,400円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給 10,175円、2号給 10,270円、3号給 10,367円、4号給 10,463円、5号給 10,566円、 6号給 10,676円、7号給 10,786円、8号給 10,903円、9号給 11,019円、10号給 11,143円、 11号給 11,275円、12号給 11,412円、13号給 11,556円、14号給 11,687円、15号給 11,831円、 16号給 11,975円、17号給 12,127円、18号給 12,292円、19号給 12,457円、20号給 12,622円、 21号給 12,787円、22号給 12,861円、23号給 12,944円、24号給 13,026円、25号給 13,123円、 26号給 13,219円、27号給 13,316円、28号給 13,411円、29号給 13,508円、30号給 13,598円、 31号給 13,686円、32号給 13,777円、33号給 13,873円、34号給 13,970円、35号給 14,065円、 36号給 14,162円、37号給 14,258円、38号給 14,355円	
2 級	17,900円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給 12,333円、2号給 12,476円、3号給 12,622円、4号給 12,766円、5号給 12,910円、 6号給 13,062円、7号給 13,206円、8号給 13,350円、9号給 13,494円、10号給 13,640円、 11号給 13,777円、12号給 13,921円、13号給 14,065円、14号給 14,209円、15号給 14,355円、 16号給 14,498円、17号給 14,649円、18号給 14,801円、19号給 14,951円、20号給 15,103円、 21号給 15,248円、22号給 15,400円、23号給 15,543円、24号給 15,694円、25号給 15,846円、 26号給 15,996円、27号給 16,142円、28号給 16,286円、29号給 16,430円、30号給 16,574円、 31号給 16,720円、32号給 16,863円、33号給 17,014円、34号給 17,166円、35号給 17,316円、 36号給 17,462円、37号給 17,606円、38号給 17,750円、39号給 17,894円	
3 級	18,400円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給 16,610円、2号給 16,760円、3号給 16,912円、4号給 17,063円、5号給 17,215円、 6号給 17,371円、7号給 17,530円、8号給 17,688円、9号給 17,839円、10号給 17,998円、 11号給 18,156円、12号給 18,315円	
4 級	18,900円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給 18,224円、2号給 18,383円、3号給 18,541円、4号給 18,700円、5号給 18,856円	
5 級	19,600円	
6 級	21,600円	

別表第2(第3条関係)

職務の級	定	額
1 級	9,700円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給 8,325円、2号給 8,403円、3号給 8,482円、4号給 8,561円、5号給 8,645円、6号給 8,735円、7号給 8,825円、8号給 8,921円、9号給 9,016円、10号給 9,117円、11号給 9,225円、12号給 9,337円、13号給 9,450円、14号給 9,562円、15号給 9,680円	
2 級	13,300円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給 10,091円、2号給 10,208円、3号給 10,327円、4号給 10,445円、5号給 10,563円、6号給 10,687円、7号給 10,805円、8号給 10,923円、9号給 11,041円、10号給 11,160円、11号給 11,272円、12号給 11,390円、13号給 11,508円、14号給 11,626円、15号給 11,745円、16号給 11,862円、17号給 11,986円、18号給 12,110円、19号給 12,233円、20号給 12,357円、21号給 12,476円、22号給 12,600円、23号給 12,717円、24号給 12,841円、25号給 12,965円、26号給 13,088円、27号給 13,207円	
3 級	13,700円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給 13,590円	
4 級	14,100円	
5 級	14,300円	
6 級	15,700円	

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の学校職員の給料の調整額に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

(内払)

2 平成二十七年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に、改正前の学校職員の給料の調整額に関する規則の規定に基づいて、職員に支払われた給料の調整額は、改正後の規則の規定による給料の調整額の内払とみなす。

学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第五十七号

学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の期末手当に関する規則(昭和四十三年東京都教育委員会規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第二号中「学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則(昭和三十四年東京都教育委員会規則第三号。以下「初任給等規則」という。)
別表第一口の部四級の項」を「条例別表第一口の部四級の項」に、「経営企画課長の職」を「課長の職務の職」に改める。

別表第二事務職員給料表及び技術職員給料表(一)の項中「初任給等規則別表第一口の部四級の項」を「条例別表第一口の部三級の職」に、「初任給等規則別表第一口の部三級の項」を「条例別表第一口の部三級の職」に、「主査、経営企画室長若しくは課長代理の職又はこれら」を「課長代理の職務の職又はこれ」に、「初任給等規則別表第一口の部二級の項」を「条例別表第一口の部二級の項」に改め、「規定する主任」の下に「の職務」を加え、同表技術職員給料表(三)の項中「初任給等規則別表第一二の部三級の項」を「条例別表第一二の部三級の項」に、

「主査若しくは課長代理の職又はこれら」を「課長代理の職務の職又はこれ」に、「初任給等規則別表第一二の部二級の項」を「条例別表第一二の部二級の項」に改め、「規定する主任」の下に「の職務」を加え、同表技術職員給料表(四)の項中「初任給等規則別表第一ホの部三級の項」を「条例別表第一ホの部三級の項」に改め、「規定する課長代理」の下に「の職務」を加え、「初任給等規則別表第一ホの部二級の項」を「条例別表第一ホの部二級の項」に改め、「規定する主任」の下に「の職務」を加える。

別記第一号様式及び第三号様式中「60日」を「3月」に、「6ヶ月」を「6月」に改め、「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができません」の次に「(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第五十八号

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤勉手当に関する規則(昭和五十四年東京都教育委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第一号中「一万分の一万五千五百」を「一万分の一万六千五百」に改め、同項第二号中「一万分の七千九百九十一」を「一万分の八千三百三十一」に、「一万分の一万二千五百」を「一万分の一万三千五百」に改め、同項第三号中「一万分の七千三百七十九」を「一万分の八千三百十九」に、「一万分の一万一千」を「一万分の一万二千」に改め、同項第四号中「一万分の四千二百七十五」を「一万分の四千七百二十五」に、「一万分の六千」を「一万分の七千」に改め、同項第五号中「一万分の三千三百八十四」を「一万分の三千八百五十四」に、「一万分の四千五百」を「一万分の五千

五百」に改め、同項第六号中「一万分の三千四百七十八」を「一万分の三千九百四十八」に、「一万分の四千」を「一万分の五千」に改める。

別表第一事務職員給料表及び技術職員給料表(一)の項中「学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則(昭和三十四年東京都教育委員会規則第三号。以下「初任給等規則」という。)(別表第一ホの部三級の項)を「条例別表第一ホの部三級の項」に、「主査、経営企画室長又は課長代理の職」を「課長代理の職務の職又はこれに相当する職」に改め、同表技術職員給料表(三)の項中「初任給等規則別表第一二の部三級の項」を「条例別表第一二の部三級の項」に、「主査又は課長代理の職」を「課長代理の職務の職又はこれに相当する職」に改め、同表技術職員給料表(四)の項中「初任給等規則別表第一ホの部三級の項」を「条例別表第一ホの部三級の項」に改め、「規定する課長代理」の下に「職務の職又はこれに相当する」を加える。

別表第三事務職員給料表及び技術職員給料表(一)の項中「初任給等規則別表第一ホの部四級の項」を「条例別表第一ホの部四級の項」に、「経営企画課長の職」を「課長の職務の職」に、「初任給等規則別表第一ホの部三級の項」を「条例別表第一ホの部三級の項」に、「主査、経営企画室長若しくは課長代理の職又はこれら」を「課長代理の職務の職又はこれ」に、「初任給等規則別表第一ホの部二級の項」を「条例別表第一ホの部二級の項」に改め、「規定する主任」の下に「の職務」を加え、同表技術職員給料表(三)の項中「初任給等規則別表第一二の部三級の項」を「条例別表第一二の部三級の項」に、「主査若しくは課長代理の職又はこれら」を「課長代理の職務の職又はこれ」に、「初任給等規則別表第一二の部二級の項」を「条例別表第一二の部二級の項」に改め、「規定する主任」の下に「の職務」を加え、同表技術職員給料表(四)の項中「初任給等規則別表第一ホの部三級の項」を「条例別表第一ホの部三級の項」に改め、「規定する課長代理」の下に「の職務」を加え、「初任給等規則別表第一ホの部二級の項」を「条例別表第一ホの部二級の項」に改め、「規定する主任」の下に「の職務」を加える。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一及び別表第三の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の学校職員の勤勉手当に関する規則第三条の四第一項の規定

は、平成二十七年十二月一日から適用する。

訓 令 (教)

●東京都教育委員会訓令第第三十三号

東京都教育委員会事案決定規程 (昭和四十七年東京都教育委員会訓令甲第五号) の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都教育委員会

別表十三の項中「保有個人情報」の下に「及び保有特定個人情報」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十八年一月一日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第第三十四号

東京都教育委員会電子情報処理規程 (平成八年東京都教育委員会訓令第十六号) の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都教育委員会

第三条中「平成二年東京都条例第百十三号」の下に「及び東京都特定個人情報の保護に関する条例 (平成二十七年東京都条例第百四十一号)」を加える。

第十五条第一号中「個人情報」の下に「及び特定個人情報」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十八年一月一日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第第三十五号

給料の特別調整額に関する規程 (昭和三十二年東京都教育委員会訓令甲第四号) の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都教育委員会

別表第一中「初任給等規則別表第二」を「条例別表第六の二」に、「標準的な」を「基準となる」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第第三十六号

東京都立学校事案決定規程 (平成九年東京都教育委員会訓令第三号) の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都教育委員会

別表四の項校長の欄中

- 教 育 庁
- 教 育 事 務 所
- 教 育 庁 出 張 所
- 事 業 所
- 都 立 高 等 学 校
- 都 立 中 等 教 育 学 校
- 都 立 特 別 支 援 学 校
- 都 立 中 学 校

- 教 育 庁
- 教 育 事 務 所
- 教 育 庁 出 張 所
- 事 業 所
- 都 立 高 等 学 校
- 都 立 中 等 教 育 学 校
- 都 立 特 別 支 援 学 校
- 都 立 中 学 校

4 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること。」を

4 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること。に改める。

5 保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること。

附則

この訓令は、平成二十八年一月一日から施行する。

訓 令 (選)

●東京都選挙管理委員会訓令第六号

東京都選挙管理委員会事務局

東京都選挙管理委員会事務局処務規程（昭和四十四年東京都選挙管理委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都選挙管理委員会

別表十五の項中「保有個人情報」の下に「及び保有特定個人情報」を加える。

附則

この訓令は、平成二十八年一月一日から施行する。

●東京都選挙管理委員会訓令第七号

東京都選挙管理委員会事務局

給料の特別調整額に関する規程（昭和三十六年東京都選挙管理委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都選挙管理委員会

別表第一中「初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号。以下「初任給等規則」という。）別表第一」を「条例別表第六の二」に、「標準的な」を「基準となる」に、「初任給等規則」を「初任給、昇格及び昇給等に関

する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号）」に改める。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都選挙管理委員会訓令第八号

東京都選挙管理委員会事務局

東京都選挙管理委員会電子情報処理規程（平成二十年東京都選挙管理委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都選挙管理委員会

第三条中「平成二年東京都条例第百十三号」の下に、「及び東京都特定個人情報の保護に関する条例（平成二十七年東京都条例第百四十一号）」を加える。

第十六条第一号中「個人情報」の下に「及び特定個人情報」を加える。

附則

この訓令は、平成二十八年一月一日から施行する。

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百三十二号

東京都選挙管理委員会事務局

東京都選挙管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十六年東京都選挙管理委員会告示第百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都選挙管理委員会

第四条第二項第一号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附則

この規程は、平成二十八年一月一日から施行する。

規則(人)

東京都人事委員会処務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第二十四号

東京都人事委員会処務規則の一部を改正する規則

東京都人事委員会処務規則(昭和五十一年東京都人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二十二号中「保有個人情報」の下に「及び保有特定個人情報」を加える。

別表第二十三の項中「保有個人情報」の下に「及び保有特定個人情報」を加える。

附則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

東京都人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第二十五号

東京都人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に

関する規則の一部を改正する規則

東京都人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十六年人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を

「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

訓令(人)

●東京都人事委員会訓令第三号

東京都人事委員会事務局

給料の特別調整額に関する規程(昭和三十二年東京都人事委員会訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都人事委員会

別表第一中「初任給等規則別表第二」を「条例別表第六の二」に、「標準的な」を「基準となる職務の」に改める。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

訓令(監)

●東京都監査委員訓令第六号

東京都監査事務局

東京都監査事務局処務規程(昭和五十六年東京都監査委員訓令第二号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都監査委員 山加 朱美

東京都監査委員 吉倉 正美

東京都監査委員 友 瀨 宗 治

東京都監査委員 筆 谷 勇

東京都監査委員 岩 田 喜美枝

別表第一十五の項中「保有個人情報」の下に「及び保有特定個人情報」を加える。別表第二十四の項中「保有個人情報」の下に「及び保有特定個人情報」を加える。

附則

この訓令は、平成二十八年一月一日から施行する。

●東京都監査委員訓令第七号

東京都監査事務局

給料の特別調整額に関する規程(昭和三十四年東京都監査委員訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十四日

- 東京都監査委員 山 加 朱 美
- 東京都監査委員 吉 倉 正 美
- 東京都監査委員 友 渕 宗 治
- 東京都監査委員 筆 谷 勇
- 東京都監査委員 岩 田 喜美枝

別表第一中「初任給等規則別表第二」を「条例別表第六の二」に、「標準的な」を「基準となる」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都監査委員訓令第八号

東京都監査事務局

東京都監査委員電子情報処理規程(平成二十年東京都監査委員訓令第三号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十四日

- 東京都監査委員 山 加 朱 美
- 東京都監査委員 吉 倉 正 美
- 東京都監査委員 友 渕 宗 治
- 東京都監査委員 筆 谷 勇
- 東京都監査委員 岩 田 喜美枝

第三条中「平成二年東京都条例第百十三号」の下に「及び東京都特定個人情報保護に関する条例(平成二十七年東京都条例第百四十一号)」を加える。

第二十一条第一号中「個人情報」の下に「及び特定個人情報」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十八年一月一日から施行する。

告 示 (監)

●東京都監査委員告示第三号

東京都監査委員の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程(平成十六年東京都監査委員告示第四号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十四日

- 東京都監査委員 山 加 朱 美
- 東京都監査委員 吉 倉 正 美
- 東京都監査委員 友 渕 宗 治
- 東京都監査委員 筆 谷 勇
- 東京都監査委員 岩 田 喜美枝

第四条第二項第一号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年一月一日から施行する。

訓 令 (労)

●東京都労働委員会訓令第二号

東京都労働委員会事案決定規程(平成十七年東京都労働委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都労働委員会

別表六の項中「保有個人情報」の下に「及び保有特定個人情報」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十八年一月一日から施行する。

告 示 (労)

●東京都労働委員会告示第七号

東京都労働委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程(平成十六年東京都地方労働委員会告示第四号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都労働委員会

第四条第二項第一号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附 則

この告示は、平成二十八年一月一日から施行する。

訓 令 (収用委)

●東京都収用委員会訓令第二号

東京都収用委員会事案決定規程(平成九年東京都収用委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都収用委員会

別表中「個人情報の開示及び訂正」を「保有個人情報及び保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年一月一日から施行する。

告 示 (収用委)

●東京都収用委員会告示第三号

東京都収用委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

(平成十六年東京都収用委員会告示第一号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都収用委員会

第四条第二項第一号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

告 示 (固評審)

●東京都固定資産評価審査委員会告示第三号

東京都固定資産評価審査委員会規程(平成十一年東京都固定資産評価審査委員会告示第二号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都固定資産評価審査委員会

目次中「第十二条」を「第十三条」に、「第四章 審査の決定(第十三条―第二十九条)」を「第四章 審査の決定の手續(第十四条―第三十四条)」に、「(第三十条―第三十四条)」を「(第三十五条―第三十七条)」に改める。

第一条中「規程」を「規定」に改める。

第六条に次の一項を加える。

3 審査長に事故がある場合又は審査長が欠けた場合においては、委員会があらかじめ指名する委員が審査長の職務を代理する。

第八条第三項中「第四百三十二条第一項」の下に「本文」を加える。

第九条第一項第一号中「氏名」の下に「又は名称」を、「住所」の下に「又は居所」を加え、「又は法人でない」を「その他の」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 審査の申出に係る処分の内容

第九条第二項中「若しくは法人でない」を「その他の」に、「とき、総代を互選した

とき、又は」を「場合、総代を互選した場合又は」に、「ときは」を「場合には」に、「を記載しなければならない」を「又は居所を記載し、これを証する書面を添付しなければならない」に改め、同条第三項中「又は法人でない」を「その他の」に、「とき」を「場合」に、「又は管理人」を「若しくは管理人」に改め、同条に次の一項を加える。

5 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第十五条第二項中「を受理した場合においては」を「が提出された場合においては、第十一条第三項又は第四項の規定により当該審査の申出を却下する場合を除き」に、「期限」を「相当の期間」に改め、同条第四項中「審査申出人は、」の下に「前項の」を加え、「この場合においては」を「この場合において」に改め、「指定する」の下に「相当の」を加え、同条第五項及び第六項を削る。

第三十条を削る。

第三十一条を第三十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

(委員会等の公印)

第三十六条 委員会及び委員長の公印は、次のとおりとする。

- 一 東京都固定資産評価審査委員会印
- 二 東京都固定資産評価審査委員会委員長印
- 三 東京都固定資産評価審査委員会契印
- 四 東京都固定資産評価審査委員会印

2 公印の名称、番号、書体、寸法、用途及び管理者は、別表第一のとおりとし、そのひな型は、別表第二のとおりとする。

3 この規程に定めるもののほか、公印については、東京都公印規程（昭和二十八年東京都規則第百五十八号）の例による。

(委任)

第三十七条 この規程に定めるもののほか、審査の手續その他審査に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

第三十二条から第三十四条までを削る。

第二十九条の見出し中「に関する」を「の」に改め、同条中「第十三条」を「第十四

条」に、「に関する」を「の」に、「第二十六条、第二十七条、第三十条、第三十三条第一項、第三十六条、第三十七条、第三十九条、第四十一条第一項、第四十二条第一項から第三項まで及び第四十四条」を「第二十四条、第二十七条、第二十九条第一項本文、第二項及び第五項、第三十条第一項及び第三項、第三十二条、第三十四条から第三十七条まで、第三十八条（第六項を除く。）、第三十九条、第四十一条第一項及び第二項、同条第三項（審理手續を終結した旨の通知に関する部分に限る。）、第四十四条、第四十五条第一項及び第二項、第五十条第一項（審理員意見書並びに行政不服審査会等及び審議会等の答申書に関する部分を除く。）、第五十一条第一項から第三項まで並びに第五十三条」に改め、第四章中同条を第三十四条とする。

第二十八条第一項中「その」を「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 主文
- 二 事案の概要
- 三 審査申出人及び知事の主張の要旨
- 四 理由

第二十八条を第三十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

(記録の閲覧)

第三十二条 委員会は、第二十九条第一項又は第二項の規定により審査の決定の手續が終結するまでの間、第二十条、第二十五条、第二十七条及び第二十八条の規定により作成した審査の議事及び決定に関する記録について、審査申出人その他関係者から閲覧を求められた場合は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときを除き、その閲覧に供するものとする。

2 前項の閲覧は、委員会の指定する日時及び場所において行わなければならない。（提出書類等の閲覧等）

第三十三条 委員会は、第二十九条第一項又は第二項の規定により審査の決定の手續が終結するまでの間、審査申出人から提出書類等（第十六条第一項の規定により提出させた資料又は第十七条第一項若しくは第二項の規定により提出された書類その他の物件をいう。次項において同じ。）の閲覧又は当該資料若しくは当該書類の写しの交付

を求められた場合は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときを除き、その閲覧に供し、又はその交付をするものとする。

2 委員会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、提出書類等の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 第一項の規定による閲覧又は写しの交付は、委員会の指定する日時及び場所において行わなければならない。

4 第一項の規定による写しの交付を受ける審査申出人は、東京都固定資産評価審査委員会関係手数料条例（平成二十七年東京都条例第百三十八号。以下「手数料条例」という。）第二条に規定する手数料を納めなければならない。

5 知事は、手数料条例第三条各号に該当する審査申出人の申請に基づいて、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

第二十七条第三項中「が一部又は全部」を「の全部又は一部」に、「を容認する」を「の全部又は一部を認容する」に改め、同条を第三十条とする。

第二十六条第一項中「第十八条」を「第二十条」に、「第二十三条」を「第二十五条」に改め、同条を第二十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（審査の決定の手續の終結）

第二十九条 委員会は、必要な審査を終えたとき認めるときは、審査の決定の手續を終結するものとする。

2 前項に定めるもののほか、委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、審査の決定の手續を終結することができる。

一 次のイからニまでに掲げる規定の相当の期間内に、当該イからニまでに定める物件が提出されない場合において、更に一定の期間を示して、当該物件の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に当該物件が提出されなかったとき。

イ 第十五条第二項 弁明書

ロ 第十五条第四項 反論書

ハ 第十六条第一項 資料

ニ 第十七条第三項 証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件

二 審査申出人が、正当な理由なく、第十八条第一項に規定する口頭意見陳述に出頭しないとき。

3 委員会が前二項の規定により審査の決定の手續を終結したときは、速やかに、審査申出人その他関係者に対し、審査の決定の手續を終結した旨を通知するものとする。第二十五条を第二十七条とし、第二十四条を第二十六条とする。

第二十三条第二項第三号中「住所」の下に「又は居所」を加え、同条を第二十五条とする。

第二十二條を第二十四條とし、第二十一條を第二十三條とし、第二十条を第二十二條とする。

第十九条第六項中「審査申出人その他関係者」を「関係者（審査申出人及び知事を除く。）」に改め、同条第七項中「第十六条」を「第十八条」に改め、同条を第二十一条とする。

第十八条を第二十条とし、第十七条を第十九条とする。

第十六条第五項第一号中「住所」の下に「又は居所」を加え、同条を第十八条とする。

第十四条中「に対し、」の下に「相当の期間を定めて、」を加え、同条に次の一項を加える。

2 委員会は、審査のために必要がある場合においては、固定資産評価員に対し、第四百九条第四項に規定する評価調査に関する事項についての説明を求めることができる。

第十四条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（証拠書類等の提出）

第十七条 審査申出人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

2 知事は、審査の申出に係る固定資産課税台帳に登録された価格の決定の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出することができる。

3 前二項の場合において、委員会が、証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

第十三条を第十四条とする。

第十二条の見出し中「に関する」を「の」に改め、同条中「に関する」を「の」に、「法第四百三十二条第二項」を、「法第四百三十二条第二項」に、「第十一条」を「第十二条」に、「昭和三十七年法律第六十号」を「平成二十六年法律第六十八号」に、「第十三条まで並びに第十四条第一項ただし書、第二項及び第四項」を「第十二条まで、第十五条、第十八条第一項ただし書及び第三項、第十九条第二項（第三号及び第五号を除く。）及び第四項並びに第二十三条」に改め、第三章中同条を第十三条とする。

第十一条第二項中「期限」を「相当の期間」に改め、同条に次の二項を加える。

3 委員会は、審査申出人が前項の期間内に不備を補正しないときは、第四章に規定する審査の決定の経緯を以て、第三十条第一項の規定に基づき、決定で、当該審査の申出を却下することができる。

4 審査の申出が不適法であつて補正することができないことが明らかなきも、前項と同様とする。

第十一条の次に次の一条を加える。

(審査の申出の取下げ)

第十二条 審査申出人は、第三十条に規定する決定があるまでは、いつでも審査の申出を取り下げることができる。

2 審査申出人の代理人は、審査申出人の特別の委任を受けた場合に限り、審査の申出を取り下げることができる。

3 前二項の審査の申出の取下げは、書面で行わなければならない。

別表第一及び別表第二中「第三十三条」を「第三十六条」に改める。

附 則

1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都固定資産評価審査委員会規程の規定は、平成二十八年以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成二十七年以前年度の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（審査の申出期間の初日が平成二十八年四月一日以後の日であるものを除く。）については、なお従前の例による。

告 示 (海区漁調)

●東京海区漁業調整委員会告示第三号

東京海区漁業調整委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十六年東京海区漁業調整委員会告示第九号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十四日

東京海区漁業調整委員会

第四条第二項第一号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年一月一日から施行する。

告 示 (内水漁管)

●東京都内水面漁場管理委員会告示第三号

東京都内水面漁場管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十六年東京都内水面漁場管理委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都内水面漁場管理委員会

第四条第二項第一号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年一月一日から施行する。

訓 令 (議)

●東京都議会議長訓令第十六号

東京都議会事務局

職員の給与に関する規程(昭和三十五年東京都議会議長訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十四日

東京都議会議長 川 井 しげお

別表一中「初任給等規則別表第一」を「条別表第六の二」に、「標準的な」を「基準となる」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

通 達

27人委任第104号
平成27年12月24日

各 任 命 権 者 殿

東京都人事委員会
委員長 青山 伸

給与条例改正に伴う号給の調整について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年東京都条例第129号)第1条の施行に伴う号給の調整については、下記に従って実施してください。

記

第 1 用語の定義

次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 改 正 条 例 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年東京都条例第129号)をいう。
- (2) 改正前の条例 改正条例による改正前の職員の給与に関する条例(昭和26年東京都条例第75号)をいう。
- (3) 改正後の条例 改正条例による改正後の職員の給与に関する条例をいう。
- (4) 施 行 日 改正条例第1条の施行の日(平成27年12月24日)をいう。
- (5) 改正前の号給 改正前の条例の規定による号給をいう。
- (6) 改正後の号給 改正後の条例の規定による号給をいう。

第 2 平成27年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給(改正条例附則第3条関係)

- 1 平成27年4月1日から施行日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び給料表の適用を異にする異動を行った職員のうち、当該適用の日又は異動の日において改正後の条例の規定を適用した場合に得られる号給がその日における改正前の号給より有利な職員については、当該改正後の条例の規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者のその日における改正後の号給とする。
- 2 平成27年4月1日から施行日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び給料表の適用を異にする異動を行った職員のうち、当該適用の日又は異動の日における改正前の号給がその日において改正後の条例の規定を適用した場合に得られる号給より有利な職員については、当該改正前の号給をもって、その者のその日における改正後の号給とする。

第3 施行日から平成28年3月31日までの間における異動者の号給の調整（改正条例附則第4条関係）

施行日から平成28年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び給料表の適用を異にする異動を行った職員のうち、平成27年4月1日から当該適用の日又は異動の日までの間において、改正後の条例の規定の適用がなく、かつ、改正前の条例の規定の適用があるものとして適用又は異動をしたものとした場合に得られる号給が、当該適用の日又は異動の日における改正後の号給より有利な職員については、当該改正後の条例の規定の適用がなく、かつ、改正前の条例の規定の適用があるものとして適用又は異動をしたものとした場合に得られる号給をもって、その者の当該適用の日又は異動の日における号給とすることができる。

第4 調整の特例の承認

号給の調整に関し、この通達により難しい場合は、あらかじめ人事委員会の承認を得て別に定めることができる。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 七〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001